

◆◆区長の再任◆◆

区長の任期満了に伴い、それぞれ現職の区長が町長より再任されましたので、お知らせします。
(任期は2年間です)

- ◎北檜山区長 道高 勉さん (副町長)
- ◎瀬棚区長 小林 義悦さん (瀬棚総合支所長)
- ◎大成区長 越野 邦夫さん (大成総合支所長)

合併特例区協議会委員

地区	氏名	備考
北檜山区	1 前側 進	せたな商工会理事
	2 清水 哲朗	北檜山区町内会連絡協議会会長
	3 加藤 始	北檜山町農業協同組合常務理事
	4 近藤 宏平	新函館農業協同組せたな地区運営委員長
	5 千葉 憲之	せたな町PTA連合会監事
	6 松田ウメ子	せたな町社会福祉委員・民生委員
	7 残間 正	元北檜山町農業協同組合
	8 篠田 智美	お米作り隊代表
	9 櫻庭 博	旧北檜山町役場職員
瀬棚区	1 武山 正悦	新函館農業協同組せたな地区副運営委員長
	2 斉藤 誠	ひやま漁業協同組合代表理事副組合長
	3 神田 光彦	せたな商工会副会長
	4 新保 静夫	瀬棚区町内会連合会会長
	5 畑野 英行	島歌小学校PTA会長
	6 弦巻 淳	無職
	7 浜高 富夫	漁業
	8 岩田 勇	瀬棚郵便局長
	9 二本柳 均	無職
大成区	1 朝倉 満	せたな商工会副会長
	2 大野 光弘	ひやま漁協大成支所理事
	3 福田東洋司	大成区町内会連合会会長
	4 梶田 昌好	農業
	5 光銭 浩	せたな町PTA連合会会長
	6 濱口 幸登	無職
	7 佐野 敏一	せたな町社会福祉委員協議会委員
	8 中村富美子	主婦
	9 山崎 光和	自営理容師
	10 石原 広務	自営クリーニング業

せたな町合併特例区

合併特例区は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき地域自治組織として旧町単位で設置するものです。(設置期間は、平成22年3月31日まで)

合併特例区協議会委員の任期満了に伴い、10月25日～11月8日まで一般公募していた委員を含む28名が決定し、11月19日町長から委嘱状が交付されました。(任期は2年間です)



合併特例区協議会会長・副会長

	会長	副会長
北檜山区	清水 哲朗	松田ウメ子
瀬棚区	武山 正悦	神田 光彦
大成区	福田東洋司	朝倉 満

11月19日(月)、各区域で合併特例区協議会が開催され、会長・副会長を決めたほか、規則の改正や補正予算などが同意されました。

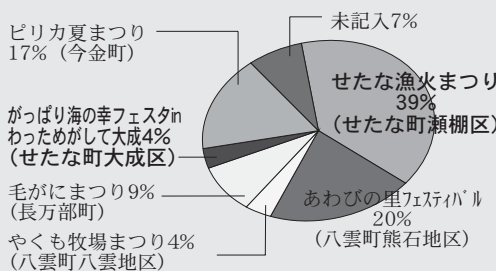
協議事項

- (1) 会長・副会長の互選について
- (2) 報告事案
- (3) 郵政民営化関連法律の改正に伴う要領の一部を改正する訓令について
- (4) 平成19年度区補正予算に同意事案

町長の給与等に関する規則について

ユーラップ山麓イベントスタンプラリー 当選者発表!!

★イベント人気投票結果



2年連続第1位
イベント人気投票
せたな漁火まつり

★当選者(応募総数62通) ●せたな町/河田美代子、斉藤裕子、尾野敏史、斉藤功、佐鯉清、能戸遥平、林和子、斉藤綺世、都義浩、中居二郎 ●今金町/佐渡一宏、渡部とき子、奥井忠男 ●八雲町/伊藤時夫、久保佐和子、前田幸範、勇内山美姫、伊藤真美子 ●函館市/畠山奉治、加賀淳子 ●札幌市/高崎エミ子、尾野真一 ●恵庭市/大日方貞子 ●伊達市/高柳奈美 ●登別市/三原正子、千葉真也、山田アサミ ●松前町/奥井眞吾 (以上28名)

■コリドール交流ネットワーク推進協議会

ユーラップ山麓を囲むせたな町、八雲町、長万部町、今金町という4つの町がそれぞれの特性を活かし、地域の活性化に共同で取り組むための組織

「環境犯罪」です
ゴミの不法投棄は



「クリーンアップせたな」の推進にご協力を

公共の河川や道路はもとより、他人の山林や田畑などへ廃棄物を投棄することは、法律で禁止され処罰されます。

町では、クリーンな環境づくりに関する条例に基づき、町民等の安全で快適な生活づくりの確保と不法投棄等の未然防止に努めております。

町民一人一人が環境に対する意識とルールを守り「クリーンアップせたな」の推進に努めましょう。

●罰則規定

「不法投棄をした場合、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処す。」

●投棄禁止

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」

※ご質問・ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

問い合わせ先

町民児童課環境衛生係
☎0137-84-5111
瀬棚総合支所総務税務課
環境衛生係
☎0137-87-3311
大成総合支所町民福祉課
環境衛生係
☎01398-4-5511

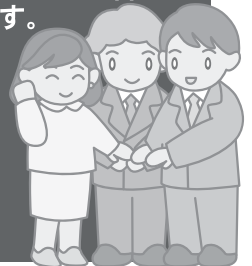
担当区域	氏名(住所)
新町	吉成 光雄(豊岡)
緑町	大嶋 雪子(北檜山)
寿町・長湊	鈴木 陽子(北檜山)
徳島・松岡	平野よし子(徳島)
豊岡・兜野	本井 重子(兜野)
丹羽	坂田 房江(丹羽)
西丹羽	長沼 敏文(西丹羽)
東丹羽・小倉山	江口 君夫(東丹羽)
若松市街	松田ウメ子(若松)
二俣・上若松・小川	近藤 芳美(二俣)
富里・濁川	渡部 豊樹(富里)
太櫓・共和	村田 伶子(太櫓)
元町	石川 文枝(北檜山)
寿町	寺本 孝(北檜山)
本町・中央町	山本 剛章(北檜山)
愛知	大口 桂治(愛知)
下若松・栄	加藤 幸男(若松)
新成	太田 恵子(新成)
北檜山区全域	古川 吟子(北檜山)
北檜山区全域	鶴間真智子(北檜山)
太田	佐藤 勉(太田)
富磯	鍵井きみ子(富磯)
上浦	福島正四郎(上浦)
都	羽二生延行(都)
都	石原 廣純(都)
本陣	山崎 光和(本陣)
西部	光銭 昌弘(久遠)
久遠	稲船加代子(久遠)
花歌	西澤 トヨ(花歌)
宮野	渡邊 貞一(宮野)
平浜・貝取澗	門間 智明(平浜)
長磯	越前登志子(長磯)
大成区全域	佐野 敏一(都)
大成区全域	横田 美代(久遠)

(任期/平成19年12月1日~平成22年11月30日)

民生委員
児童委員
を紹介します

12月1日の改選で、新しく民生委員・児童委員になられた皆さんをご紹介します。

日常生活の中で、困ったことなど、さまざまな相談に応じます。秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。



◆民生委員・児童委員とは/地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、無報酬で地域の人々の福祉向上のために活動するボランティアです。

担当区域	氏名(住所)
北島歌1,2区	中村 満雄(北島歌)
島歌1,2,3区	新保 静夫(島歌)
元浦1,2,3,4区	能代 恵子(元浦)
三本杉	綿谷 信一(三本杉)
本町1,2区	福井富志子(本町1区)
本町4区	尾形 洋子(本町4区)
本町3,5区	中野 茂(本町5区)
本町6区	竹 和子(本町6区)
本町7区	天満フジ子(本町7区)
本町8区	鶴入 泰宏(本町8区)
本町9,10区	二階堂ひな子(本町9区)
東大里1,3区・西大里	高橋 利治(西大里)
東大里2区・共和・南川	佐藤 孝次(共和)
瀬棚区全域	中谷 洋子(本町7区)
瀬棚区全域	安藤 洋子(西大里)

ご存知ですか?
裁判員制度

函館地方検察庁では、職員を派遣して、裁判員制度についての説明会を開催しています。町内会、職場研修などの機会に、詳しい話しを聞いてみてはいかがでしょうか。

Q.裁判員の守秘義務(秘密を守る義務)とはどんなこと?

A.裁判員(裁判員であった人も含む)は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。また、裁判員の仕事をする上で知った事件と関係ない個人のプライバシーなどの秘密も守らなければなりません。これらの秘密をもらす行為については罰則があります。

裁判員の守秘義務<罰則>

	現裁判員	元裁判員
評議の秘密	裁判員・裁判員の意見及びその多少の数 6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金	6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金 (伊達市条例第90条第1項) 6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金 (伊達市条例第90条第2項)
	評議の経過	6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金 (伊達市条例第90条第3項)
その他職務上知った秘密	"	6月以下の懲役 or 50万円以下の罰金

■問い合わせ先/函館地方検察庁企画調査課[担当/塚田] ☎0138-41-1234